

第3次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

平成28年3月

岡 山 県

目 次

| | | |
|-----|--|----|
| I | はじめに（取組指針の趣旨） | 1 |
| II | 第3次取組指針の性格、期間等 | 1 |
| | 1 第3次取組指針の性格 | 1 |
| | 2 第3次取組指針の期間 | 1 |
| | 3 推進体制等 | 1 |
| III | 基本方針 | 2 |
| IV | 重点課題 | 2 |
| V | 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策 | 3 |
| | 第1 損害回復・経済的支援等への取組 | 3 |
| | 1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係） | 3 |
| | 2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係） | 4 |
| | 3 居住の安定（基本法第16条関係） | 5 |
| | 4 雇用の安定（基本法第17条関係） | 6 |
| | 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 | 6 |
| | 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係） | 6 |
| | 2 安全の確保（基本法第15条関係） | 10 |
| | 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係） | 13 |
| | 第3 刑事手続への関与拡充への取組 | 14 |
| | 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等 （基本法第18条関係） | 14 |
| | 第4 支援等のための体制整備への取組 | 16 |
| | 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係） | 16 |
| | 2 調査研究の推進等（基本法第21条関係） | 21 |
| | 3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係） | 22 |
| | 第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 | 23 |
| | 1 県民の理解の増進（基本法第20条関係） | 23 |
| | < 資 料 > | |
| | 犯罪被害者等基本法 | 28 |
| | 岡山県犯罪被害者等支援条例 | 33 |

I はじめに（取組指針の趣旨）

近年、様々な犯罪等が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者やその家族・遺族の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくありませんでした。

こうした犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）が制定されました。国においては、基本法に基づき犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年度からの5か年を期間とする「第3次犯罪被害者等基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）が策定されています。

すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有しています。犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援していくことは大変重要なことです。

岡山県でも、犯罪被害者等の支援に関し、基本法に定める基本理念等にとり、本県における現在の取組を踏まえ、県としての犯罪被害者等の支援を行う上で指針となる「第3次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」（以下「第3次取組指針」という。）を策定し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を一日も早く営むことができるよう、施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

II 第3次取組指針の性格、期間等

1 第3次取組指針の性格

基本法第5条及び岡山県犯罪被害者等支援条例第8条の規定に基づくものとします。

2 第3次取組指針の期間

平成28年度から平成32年度までの5か年とします。

国の第3次基本計画に基づく施策の進捗状況を含め、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等を踏まえた適切な見直しを行う必要から計画期間に応じた期間とします。

3 推進体制等

(1) 関係機関・関係者との連携・協力

国、地方公共団体、民間の犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体、事業者団体等と連携・協力しながら犯罪被害者等の支援に関する施策を推進します。

(2) 庁内の実施体制

知事部局、教育庁、警察本部及び関係機関・団体が所属する「おかやま被害者支援ネットワーク」加盟の関係部局を中心に、庁内部局が相互に連携を図りながら施策を推進します。

(3) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

民間の犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体等から意見を聴取する機会を設け、適切に施策に反映させるよう努めます。

(4) 諸情勢の変化への対応

必要に応じて、随時、第3次取組指針の見直しを行います。

III 基本方針

基本法は、国及び地方公共団体が犯罪被害者等のための施策を策定・実施していく上で基本となる3つの「基本理念」を掲げるとともに、国民の配慮と協力を責務として定めています。

これらを踏まえ、第3次基本計画では、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、権利利益の保護を図るという目的を達成するため、個々の施策の策定・実施や連携に際し、施策の実施者が目指すべき方向・視点として、4つの基本方針を設定しています。

本県においても、この4つを基本方針とし、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進します。

[4つの基本方針]

- 1 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。
- 2 犯罪被害者等のおかれている個々の事情に応じて適切に施策が行われること。
- 3 必要な支援等が途切れることなく行われること。
- 4 施策の策定・実施は、県民の総意を形成しながら適切に行われること。

IV 重点課題

第3次基本計画は、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の具体的な要望を基に策定され、広範囲・多岐にわたるそれらの要望を総覧し整理する中で、大局的な課題として5つの重点課題を設定し、総合的かつ計画的に施策を実施することとされています。

本県においても、第3次基本計画を踏まえ、これらの重点課題に係る具体的施策を関係部局と十分な連携を図りながら総合的かつ計画的に実施します。

[5つの重点課題]

- 第1 損害回復・経済的支援等への取組
- 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- 第3 刑事手続への関与拡充への取組
- 第4 支援等のための体制整備への取組
- 第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

◇ 本県で取り組む具体的施策数

| | 〈施策番号〉 |
|--------------------------|-----------------|
| 第1 損害回復・経済的支援等への取組 | 29 施策 〈 1～ 29〉 |
| 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 | 54 施策 〈 30～ 83〉 |
| 第3 刑事手続への関与拡充への取組 | 11 施策 〈 84～ 94〉 |
| 第4 支援等のための体制整備への取組 | 47 施策 〈 95～141〉 |
| 第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 | 29 施策 〈142～170〉 |
| 合計 | 170 施策 |

V 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策

※ 〈 〉内の番号は施策番号を表示しています。

第1 損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるよう支援を行うことが必要です。基本法は、第12条において「損害賠償の請求についての援助等」、第13条において「給付金の支給に係る制度の充実等」、第16条において「居住の安定」、第17条において「雇用の安定」に係る必要な施策を講ずることを求めています。

本県においても、損害回復・経済的支援等への取組を進めます。

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

(1) 日本司法支援センターとの連携

犯罪被害者等の支援について、日本司法支援センターと十分な連携を図るとともに、日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報の周知について協力します。[県民生活部] 〈1〉〈再掲：86、118〉

(2) 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度、その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した「犯罪の被害にあわれた方へ」（以下「被害者の手引」という。）及び警察ホームページについて、一層の内容の充実を図るとともに、周知に努めます。

[警察本部] 〈2〉〈再掲：114〉

(3) 保険金支払いの適正化等

ア 交通事故相談所における交通事故被害者の損害賠償問題、更生問題等に係る総合的な相談活動により、交通事故被害者に対する損害賠償の適正化を図ります。[県民生活部] 〈3〉

イ (公財)日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による無料相談、示談斡旋等が受けられることについて、相談活動、広報活動を通して広く県民に周知を図ります。[県民生活部] 〈4〉

ウ ひき逃げや無保険車等の事故被害者を救済する政府の保障事業について、相談活動、広報活動を通して広く県民への周知に努めます。[県民生活部]〈5〉

(4) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

岡山県暴力追放運動推進センター、岡山弁護士会と連携し、暴力団犯罪に対する被害回復訴訟の支援を推進します。岡山県暴力追放運動推進センターによる、暴力団犯罪の被害者に対する見舞金の支給等について適切な運用を図ります。

[警察本部]〈6〉

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

(1) 犯罪被害給付制度の迅速かつ的確な運用と広報活動の推進

犯罪被害給付事務処理システムを活用し、迅速かつ的確な裁定に努めます。

「被害者の手引」及び警察ホームページに、犯罪被害給付制度に関する説明を掲載するほか、広報月間強化期間（11月）において、ポスター・リーフレットなど各種広報媒体を活用して、犯罪被害給付制度の広報を推進するとともに、仮給付制度の効果的な運用やこれらの制度の対象となり得る犯罪被害者や遺族に対しては、犯罪被害給付制度に関して有する権利や手続について十分な説明を行うよう努めます。[警察本部]〈7〉

(2) 性犯罪被害者等の医療費の負担軽減

ア 性犯罪被害者に係る初診料・診断書料・緊急避妊経費等を公費負担します。

また、性犯罪被害以外の身体犯被害についても、被害者の刑事手続における負担を軽減するため、犯罪被害に係る診断書料、死体検案書料、初診料の費用を公費負担します。[警察本部]〈8〉

イ 性犯罪被害に伴う精神疾患についても、犯罪被害給付制度の対象となることも含め、各種支援施策の効果的な広報に努めます。[警察本部]〈9〉

(3) 解剖遺体の搬送費等に対する措置

解剖遺体の搬送費及び解剖後の遺体修復費について、公費負担します。[警察本部]〈10〉

(4) 医療保険利用の利便性確保

医療機関を利用する際の利便性を確保するため、保険診療の実施を拒むような医療機関等に対しては、国と連携して必要な指導を行います。[保健福祉部]〈11〉

(5) 経済的支援を手厚くするための施策の実施

重傷病給付金や親族間犯罪被害等に係る犯罪被害者等給付金の支給及び海外での犯罪被害者に対する経済的支援について、国の動向等を踏まえ適切に対応します。[警察本部]〈12〉

3 居住の安定（基本法第16条関係）

(1) 公営住宅への優先入居等

- ア 優先入居の取扱い等の内容について、募集案内に記載するとともに、犯罪被害者支援ハンドブック及び警察ホームページ「犯罪の被害にあわれた方へ」に公営住宅への優先入居制度について記載するなど、引き続き情報提供に努めます。[土木部]〈13〉
- イ 公営住宅への入居に関して、他の都道府県、市町村も含む地方公共団体相互間における緊密な連携に努めます。[土木部]〈14〉
- ウ 民間賃貸住宅への入居に関して、円滑な入居の促進を図るため、岡山県居住支援協議会と連携し、ホームページ等による情報提供や住宅相談会の開催など、必要な相談体制の整備等に努めます。[土木部]〈15〉

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

- ア 児童相談所、女性相談所において、被害者の個々の状況に応じ、適切な期間一時保護を行うとともに、加害者等の追求から逃れるため、県域を超えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応を行うなど、適切な運用に努めます。[保健福祉部]〈16〉〈再掲：58〉
- イ 虐待を受けた子どもと非行児童の一時保護所における混合処遇への環境改善については、国の動向を踏まえ、各所における個別対応により処遇改善に努めます。[保健福祉部]〈17〉〈再掲：59〉
- ウ 女性相談所の一時保護所入所者に対し、住宅確保の際に必要な保証人の確保を支援するなど、入所者に対する日常生活支援の充実に努めます。[保健福祉部]〈18〉
- エ 児童や女性の一時保護所における新たな施策については、国の動向等を踏まえ対応します。[保健福祉部]〈19〉〈再掲：60〉
- オ 児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）等による犯罪被害者等に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設については、国の動向等を踏まえ対応します。[県民生活部、保健福祉部、警察本部]〈20〉〈再掲：75〉
- カ 犯罪被害者等の生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保については、国の動向等を踏まえ対応します。[県民生活部、保健福祉部、警察本部]〈21〉
- キ 自宅が犯罪行為の現場となり自宅が破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などについては、岡山県警察シェルター保護制度による一時避難宿泊場所への保護や、ハウスクリーニングに要する経費を公費負担します。[警察本部]〈22〉
- ク 女性相談所において、被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、女性相談所の体制を整備し、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施するよう努めます。[保健福祉部]〈23〉

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

(1) 事業主等の理解の増進

ア 母子家庭の母等に対して、岡山県ひとり親家庭支援センターにおいて、トリアル雇用事業を紹介するなど、その制度の普及啓発に努めます。[保健福祉部]〈24〉

イ 公正採用選考人権啓発推進員に対し、さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深める啓発を、引き続き実施します。[産業労働部]〈25〉

ウ 県民・事業主等を対象とした「労働問題セミナー」、「人事労務管理セミナー」で犯罪被害者等の労働管理を含んだテーマについて触れるよう努めます。[産業労働部]〈26〉

(2) 個別労働紛争解決制度の活用等

ア 個別労働紛争解決制度について、ホームページやパンフレット等を活用し、周知を図ります。なお、同制度は岡山県労働委員会に委任しています。[産業労働部]〈27〉

イ 労働問題に関する相談に必要な助言を行うとともに、関係機関を紹介するなど、相談窓口の周知を図ります。[産業労働部]〈28〉

(3) 被害回復のための休暇制度の周知等

犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入について、国からの広報依頼等を踏まえて、周知・啓発に努めます。[産業労働部]〈29〉

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

犯罪被害者等が、犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるように支援するのみならず、その負担を軽減し、二次的被害を受けることを防止することが必要です。また、犯罪被害者等は再び危害を加えられるのではないかと不安を持つものであり、再被害を防止し、安全を確保することが必要です。

基本法は、第14条において、心理的外傷その他心身に受けた影響から回復できるようにするための「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」、第15条において、再被害からの「安全の確保」、第19条において、「保護、捜査、公判等の過程における配慮等」に係る必要な施策を講ずることを求めています。

本県においても、精神的・身体的被害の回復・防止への取組を進めます。

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

- (1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」への参加による専門職の資質向上等国が実施するPTSD対策専門研修に、保健所、精神保健福祉センター等の専門職を派遣し、専門職の資質の向上を図るとともに精神保健に関する相談支援を

行い、体制の充実に努めます。[保健福祉部]〈30〉

(2) PTSD治療に係る自立支援医療制度の利用の周知

PTSD治療（保険診療に限る。）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療（精神通院医療）の対象となることについて、周知、啓発を図るよう努めます。[保健福祉部]〈31〉

(3) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

市町村、地域の医師会・医療機関との連携により、初期、二次、三次救急医療体制の整備・充実に努めるとともにメディカルコントロール体制の充実強化に努めます。[保健福祉部]〈32〉

(4) 高次脳機能障害者への支援の充実

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業に取り組み、地方支援拠点機関である川崎医科大学附属病院及び（福）旭川荘のぞみ寮に支援コーディネーターを配置して専門的な相談支援を行うとともに、判断基準、訓練プログラム、支援プログラム等について、自治体、医療、福祉関係者に研修を行います。また、地域支援ネットワークの充実に努めるとともに、高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制の整備に努めます。[保健福祉部]〈33〉

(5) 思春期精神保健の専門家の養成

国が実施する「思春期精神保健対策専門研修」に、保健所、精神保健福祉センター等の専門職を派遣し、職員の資質の向上を図ります。[保健福祉部]〈34〉

(6) 性犯罪被害者に対する医療機関に関する情報の提供

性犯罪被害者が、医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援するため、医療機関に関する情報を集約し、県民に提供します。[保健福祉部]〈35〉〈再掲：117〉

(7) 性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、委嘱した臨床心理士によるカウンセリングアドバイザー制度の効果的な運用や、カウンセリング費用の公費負担に努めます。[警察本部]〈36〉

(8) 性犯罪被害者の負担の軽減及び二次的被害を防止するための施策の推進

性犯罪被害者の負担を軽減するため、産婦人科医と連携して性犯罪被害者に対して、県警察が行う医療費の公費負担やカウンセリングアドバイザー制度等について情報提供するなど、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、二次的被害の防止に努めます。[県民生活部、警察本部]〈37〉〈再掲：101〉

(9) 性犯罪被害者への支援の充実

性犯罪被害者の負担を軽減するため、医療機関をはじめ関係機関等と連携し、夜間等においても、産婦人科受診・相談・カウンセリングの他、法的支援等総合的な支援の充実に努めます。〔県民生活部、警察本部〕〈38〉

(10) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

ア 児童相談所において24時間・365日体制で相談や一時保護を実施しており、今後も、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制を継続します。〔保健福祉部〕〈39〉

イ 一時保護体制強化事業や24時間・365日体制強化事業などを継続して実施するとともに、医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するための協力病院の確保に努めます。〔保健福祉部〕〈40〉

(11) 被害少年の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

学校と関係機関等との行動連携を一層推進することについて市町村教育委員会及び県立学校等に通知しており、児童相談所を含む関係機関との連携充実について引き続き周知徹底を図るとともに、必要な指導助言を行います。

児童相談所にあつては、市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」に、学校、医療機関、警察等の関係機関とともに参加し、地域における要保護児童の早期発見や適切な保護に努めます。〔教育庁、保健福祉部〕〈41〉

(12) 被害少年に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

ア 県内の小・中学校へのスクールカウンセラーの配置や、スクールソーシャルワーカーの派遣により、犯罪被害者等である少年を含む児童生徒及び保護者の心の問題の解決に向けて、学校におけるカウンセリング体制の充実に努めます。また、県単独事業として、県立高等学校への臨床心理士等専門家の派遣を行います。

さらに、性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実に努めるとともに、関係機関との積極的な連携に努めます。併せて、24時間子供SOSダイヤルや民間の犯罪被害者支援団体について、教育委員会等を通じて児童生徒や保護者に周知を図るよう努めます。〔教育庁〕〈42〉

イ 各学校でスクールカウンセラー等を活用した校内研修会を開催することを促進するとともに、県教育委員会主催の教職員研修等において、被害にあつている児童生徒の支援について協議するなど、教職員等への研修の促進に努めます。〔教育庁〕〈43〉

(13) 被害少年に対する立直り支援等の推進

少年補導員等による被害少年に対する相談対応や臨床心理士によるカウンセリ

ング等の支援を継続的に実施します。また、岡山少年サポートセンター、倉敷少年サポートセンター及び津山少年サポートセンターに開設している「さぼせんルーム」の活用により、少年等の立直り支援を推進します。[警察本部]〈44〉

(14) 里親制度の充実

被虐待児の養育を担う専門里親の養成や里親からの養育相談対応などを行うとともに、中央・倉敷児童相談所に里親委託推進員を配置し、里親制度の推進と里親への支援を行います。[保健福祉部]〈45〉

(15) 被害少年の相談・治療のための専門家・医療施設等に関する情報の提供

国や警察と連携して、被害少年に対する相談・治療を行う専門家、医療施設等に関する情報の提供に努めます。[保健福祉部]〈46〉

(16) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の提供

犯罪被害者等が、医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援するため、医療機関に関する情報を集約し、県民に提供します。[保健福祉部]〈47〉

(17) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

医療機関に対しては、個人情報等の適正な取扱いに関する国のガイドラインを関係団体を通じて周知するなど、適切に対応します。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者に対しては、個人情報等の適正な取扱いについて、関連する国のガイドラインや各市町村の個人情報保護条例等に基づき、適正に対応するよう依頼するなど、適切に対応します。[保健福祉部]〈48〉

(18) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備については、国の動向等を踏まえ対応します。[保健福祉部]〈49〉

(19) 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の実施

ア 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の実施については、医療法に基づき岡山県保健医療計画により対応します。[保健福祉部]〈50〉

イ 犯罪等の被害による後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスの在り方については、国の動向等を踏まえ対応します。[県民生活部、保健福祉部、警察本部]〈51〉

(20) 被害少年のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

被害少年のための治療等の専門家の養成等については、国の動向等を踏まえ対

応します。[保健福祉部]〈52〉

- (21) 犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の実施

犯罪の実情及び犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療関係者の在り方及びその養成のための施策については、国の動向等踏まえ適切に対応します。[保健福祉部]〈53〉

2 安全の確保（基本法第15条関係）

- (1) 子どもを対象とする暴力的性犯罪の再発防止

子どもを対象とする暴力的性犯罪を犯した者による再犯を防止するため、関係機関から出所情報の提供を受け、必要な措置を行います。[警察本部]〈54〉

- (2) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

ア 住民基本台帳法の一部改正（平成18年11月1日施行）により、住民基本台帳の閲覧について、何人でも請求できるこれまでの制度が廃止され、個人情報保護に十分留意した新たな制度として再構築されており、引き続き、制度の適正な運用について、市町村への助言や情報提供に努めます。また、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」、及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底」についても、引き続き、制度の適正な運用について、市町村への助言や情報提供に努めます。[県民生活部]〈55〉

イ 被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者のプライバシーの保護、実名発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な報道発表内容となるよう配慮します。[警察本部]〈56〉〈再掲：168〉

ウ 犯罪被害者の診断書作成時における個人情報については、医師会等と連携の上、適切な保護を行うよう配慮します。[警察本部]〈57〉

- (3) 一時保護所の環境改善等

ア 児童相談所、女性相談所において、被害者の個々の状況に応じ、適切な期間一時保護を行うとともに、加害者等の追求から逃れるため、県域を超えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応を行うなど、適切な運用に努めます。

[保健福祉部]〈58〉〈再掲：16〉

イ 虐待を受けた子どもと非行児童の一時保護所における混合処遇への環境改善については、国の動向等を踏まえ各所における個別対応により処遇改善に努めます。[保健福祉部]〈59〉〈再掲：17〉

ウ 児童や女性の一時保護所における、新たな有効施策については、国の動向等を踏まえ対応します。[保健福祉部]〈60〉〈再掲：19〉

(4) 再被害防止措置の推進

同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設や関係警察署等と連携を図り、防犯指導・警戒等の的確な再犯防止措置を講じます。また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努めます。[警察本部]〈61〉

(5) 保護対策の推進

暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講じるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。[警察本部]〈62〉

(6) 配偶者等からの暴力被害者等の安全確保の強化

配偶者からの暴力事案等に一元的に対応するための体制により、迅速かつ的確な対応の徹を図ります。また、被害者に対し事案の危険性或警察の執り得る措置等を分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」や事案の危険性等を判定する「危険性判断チェック票」を導入するなど被害者の安全の確保を最優先に対応します。また、配偶者からの暴力事案、ストーカー事案の被害者等のシェルター保護に係る経費の補助や関係機関・団体との連携強化による被害者等の安全確保を推進します。[警察本部]〈63〉

(7) 被害直後の保護及び再被害の危機回避のための機器の整備・活用

身体的被害を受ける危険性が高い被害者等へ緊急発進機能のついた被害者等対策端末を貸し出す等、被害直後の保護及び再被害の危機回避のための機器の整備・活用に努めます。[警察本部]〈64〉

(8) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

犯罪被害者の安全を確保する施策を推進する上で、女性相談所、児童相談所、シェルターを運用する民間の犯罪被害者支援団体等と連携します。

また、国における対応を踏まえ「暴力被害者保護支援ネットワーク」や「要保護児童対策地域協議会」において関係機関との連携を一層充実します。[保健福祉部、警察本部]〈65〉

(9) 学校警察連携制度等の活用、関係機関等との連携

必要に応じて、学校警察連携制度に基づいた相互連絡を行い、警察と学校等関係機関が連携した再被害防止の対応に努めるとともに、区市町村単位で組織され

ている「要保護児童対策地域協議会」等の組織と連携を図ります。

また、「岡山県学校警察連絡協議会」を開催し、学校と警察の連携の充実を図るほか、相互に連携して一体的な対応を行うことをテーマに講演や研究協議を行い、各地域で警察や児童相談所、保護司や民生委員等との連携体制を構築した上で、再被害の防止を含む様々な児童生徒の問題行動等に対し適切な指導を行うよう、生徒指導担当教員等へ周知徹底を図ります。[教育庁、警察本部]〈66〉

(10) 児童虐待事案への適切な対応に資する研修の推進

警察と児童相談所との情報共有化の体制を強化するとともに、警察が認知し、あるいは児童相談所等の関係機関からの情報提供のあった児童虐待等の事案について、その態様、原因、措置、対応状況等を取りまとめ、あらゆる機会を通じて警察職員に研修等を行い、児童虐待に関する知識・技能の向上に努めます。[警察本部]〈67〉

(11) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

ア 教職員や市町村人権教育担当者、PTA指導者を対象とした各研修会において、継続的に児童虐待防止対策を取り上げ、児童虐待の現状や発見時の教職員による児童相談所等への通告義務の周知徹底等について説明するなど、児童虐待の早期発見・早期対応のための体制の整備に努めます。[教育庁]〈68〉

イ 学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について、市町村教育委員会及び県立学校等に通知しており、幼児児童生徒の状況の把握や児童虐待防止に向けて引き続き適切な対応に努めます。[教育庁]〈69〉

ウ 県や市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」等における関係機関との連携について、他県における好事例を研究し、より効果的な取組に努めます。[保健福祉部]〈70〉

(12) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

県が設置する「岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会事例検証部会」において、児童の虐待による死亡事例等の検証を行います。[保健福祉部]〈71〉

(13) 児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）の早期発見のための医療施設における取組の促進

県や市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」により、医療機関など関係機関との連携を図り、産婦人科医や小児科医等の専門職及び地域の子育て支援関係者の協力を得た児童虐待防止事業に取り組むとともに、国の動向等を踏まえ対応します。

また、医師会や看護協会と協力し、「医療関係者のためのDV被害者対応の手引き」及び配偶者暴力相談支援センターを記載した相談カードを作成・配布し、医療機関におけるDV被害者の早期発見に努めるとともに、病院協会等と連携し、手引を活用した医療関係者向け研修会を開催し、DV被害者への理解の促進に努

めます。[県民生活部、保健福祉部]〈72〉

(14) 再被害の防止に資する教育の実施等

ア 「岡山県学校警察連絡協議会」を開催し、学校と警察の連携の充実を図るほか、行動連携をテーマに講演や研究協議を行うことにより、各地域で警察や児童相談所、保護司や民生委員等との連携体制を構築した上で、加害少年の立ち直りを支援する指導を含め様々な児童生徒の問題行動等に対する適切な対応を行うよう、生徒指導担当教員等へ周知徹底を図ります。[教育庁]〈73〉

イ 「子育てサポーター」に対する相互連携の促進や、情報交換の機会の提供などにより広域的に活動する「子育てサポーターリーダー」を養成する講座を実施しており、児童虐待の現状や防止に関するテーマについても取り入れます。

また、「すこやか育児テレホン」事業を実施し、子育てに悩みを持つ親の相談に電話とメールにより、24時間体制で対応します。[教育庁]〈74〉

(15) 被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討

児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）等の犯罪被害者等に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設については、国の動向等を踏まえ対応します。[県民生活部、保健福祉部、警察本部]〈75〉〈再掲：20〉

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

ア 各警察署の被害者支援係員等に対する研修会、指定被害者支援員を中心とした専門研修、警察庁主管のカウンセリングや被害者支援に関する専門研修の受講、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際の研修等の実施、被害者・遺族、民間の犯罪被害者支援団体職員等を招請して行う講演会等を通して、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図ります。[警察本部]〈76〉

イ 警察において、配偶者等からの暴力（DV）事案に的確に対処することができるよう、担当者に対して必要な教育を行うとともに、被害児童支援担当者等について、被害児童支援の知識及び被害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を図りに努めます。[警察本部]〈77〉

ウ 個人情報の守秘義務の遵守については、民生委員・児童委員の基本的事項として課せられており、研修を通じて周知徹底を図るなど、民生委員・児童委員の資質向上に努めます。[保健福祉部]〈78〉

エ 犯罪被害者等への適切な対応を確実にするため、児童相談所、女性相談所等の職員を対象とした専門研修の実施や市町村職員に対する研修を実施し、資質向上に努めます。[保健福祉部]〈79〉

オ 犯罪被害者等への適切な対応を確実にするため、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善について、国の動向等を踏まえ対応するとと

もに、国において実施している「PTSD対策専門研修会」・「思春期精神保健対策専門研修会」や、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所において実施している「犯罪被害者メンタルケア研修」等について精神科診療所等関係機関への周知に努めます。[保健福祉部]〈80〉

カ 看護職員の養成については、国における「看護教育の内容と方法に関する検討会」において、保健師及び助産師の基礎教育の卒業時の到達目標として、性犯罪等の予防と被害相談者への対応、支援についての項目が設定されており、これらを踏まえて対応します。[保健福祉部]〈81〉

(2) 性犯罪被害者を支援する女性警察官等の配置等

警察本部及び警察署の女性警察官を性犯罪捜査員に指定し、性犯罪指定捜査員研修会等を開催して、実務能力の向上を図るとともに、被害者事情聴取室や被害者支援用車両の活用、民間の犯罪被害者支援団体、産婦人科医会等との連携強化に努めます。[警察本部]〈82〉

(3) 犯罪被害者のための施設の整備・活用

警察本部内及び全警察署に事情聴取室、全警察署に霊安室を整備しており、必要に応じた改善・環境整備を図ります。[警察本部]〈83〉

第3 刑事手続への関与拡充への取組

犯罪被害者等が、その被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにすることが必要であり、基本法は、第18条において「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等」に係る必要な施策を講ずることを求めています。

本県においても、刑事手続への関与拡充への取組を進めます。

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

(基本法第18条関係)

(1) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

ア 医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働きかけに努めます。[警察本部]〈84〉

イ 性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報提供に努めます。[警察本部]〈85〉

- (2) 日本司法支援センターとの連携
犯罪被害者等の支援について、日本司法支援センターと十分な連携を図るとともに、日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報の周知について協力します。[県民生活部]〈86〉〈再掲：1、118〉
- (3) 刑事の手続等に関する情報提供の充実
刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かり易く解説した「被害者の手引」等の内容を充実し、事件発生後の早い段階で被害者等への交付に努めます。[警察本部]〈87〉〈再掲：115〉
- (4) 犯罪被害者遺族に対する情報提供の充実
検視（死体見分）及び解剖に対する遺族の理解を得るため、その必要性等を説明したパンフレットを作成、配布します。[警察本部]〈88〉
- (5) 外国人犯罪被害者等に対する情報提供
英語版の「被害者の手引」を有効に活用するほか、他言語圏の犯罪被害者等に対しては、警察本部犯罪被害者支援室及び通訳センターが、関係機関等と連携を図りながら情報提供を行うとともに、その内容の充実、見直しに努めます。[警察本部]〈89〉〈再掲：113〉
- (6) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進
検察庁と連携し、捜査上、留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努めます。[警察本部]〈90〉
- (7) 捜査に関する適切な情報提供
捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、適宜適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努めます。また、必要に応じ、民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図ります。[警察本部]〈91〉
- (8) 交通事故捜査の体制強化等
重大・悪質な交通事故等については、交通事故事件管理官及び交通事故鑑識官により客観的証拠の収集等に関する的確な捜査指揮を行い、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努めます。[警察本部]〈92〉
- (9) 迅速・確実な被害の届出の受理
被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するよう努めます。[警察本部]〈93〉

(10) 告訴に対する適切な対応

警察において、犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、可能な限り迅速な対応が行われるように努めます。[警察本部]〈94〉

第4 支援等のための体制整備への取組

犯罪被害者等は、犯罪等により受けた被害を回復し、軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようになるために、様々な困難に立ち向かっていかなければなりません。しかし、犯罪等により受けた精神的・身体的被害により、本来有している能力が阻害され、他者の支援を必要としています。

犯罪被害者等が必要とする支援は、具体的な被害の状況・原因、犯罪被害者等が置かれている状況等によって極めて多岐にわたりますが、そうした支援を、誰でも必要なときに必要な場所で受けられるようにするためには、支援のための十分な体制整備が必要です。

基本法は、第11条において「相談及び情報の提供等」、第21条において「調査研究の推進等」、第22条において「民間の団体に対する援助」に係る必要な施策を講ずることを求めています。

本県においても、支援等のための体制整備への取組を進めます。

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 総合的対応窓口の設置等

ア 県の総合的な対応窓口をくらし安全安心課に設置し、犯罪被害者等の支援に関する適切な情報提供を行います。また、県内各市町村に設置されている総合的な対応窓口として、市町村窓口の担当部局・連絡先等を県のホームページに掲載するなど情報提供に努めます。[県民生活部]〈95〉

イ 窓口担当職員はもとより、すべての職員に対し、犯罪被害者等施策研修会及び県内で実施される普及啓発事業への参加を促します。[県民生活部]〈96〉

ウ どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制に有効な、犯罪被害者支援ハンドブックの活用普及に努めます。[県民生活部]〈97〉

エ 市町村に対し、犯罪被害者週間を中心とした普及啓発事業や犯罪被害者等支援のための研修会等について情報提供を行います。[県民生活部]〈98〉

オ 犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、窓口担当職員等を対象とした社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士等の専門職による研修会の実施に努めます。[県民生活部]〈99〉

(2) 相談機関等リストの作成による総合的情報提供

県ホームページに犯罪被害者等支援のページを開設し、相談機関等リスト等、

総合的な情報提供を行います。[県民生活部]〈100〉

(3) 性犯罪被害者の負担の軽減及び二次的被害を防止するための施策の推進

性犯罪被害者の負担を軽減するため、産婦人科医と連携して性犯罪被害者に対して、県警察が行う医療費の公費負担やカウンセリングアドバイザー制度等について情報提供するなど、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、二次的被害の防止に努めます。[県民生活部、警察本部]〈101〉〈再掲：37〉

(4) 関係機関・団体が行う支援に関する情報提供

「被害者の手引」において、裁判所や検察庁、日本司法支援センター、弁護士会、民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関・団体の犯罪被害者等支援のための制度等について紹介します。[警察本部]〈102〉

(5) 関係機関・団体との連携

「おかやま被害者支援ネットワーク」を通じて、加盟機関・団体間の情報交換等を行っていくほか、事務局に開設している被害相談電話において各種の被害相談を受理し、加盟機関・団体と連携の上、総合的な被害者支援に努めます。警察署単位の被害者支援連絡協議会において、関係市町村等と連携の上、被害者支援に取り組みます。[警察本部]〈103〉

(6) 被害相談電話の適切な運用等

各種の被害相談電話（おかやま被害者支援ネットワーク被害相談電話、警察総合相談電話、性犯罪被害相談電話、生活環境110番、暴力団関係110番など）により相談に応じるとともに、被害者等のニーズに基づく必要な情報提供や「おかやま被害者支援ネットワーク」、警察署単位の被害者支援連絡協議会の活用に配慮します。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用に努めます。

このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求や損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努めます。

さらに性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で後に担当者を引き継ぐなど、適切な運用に努めます。[警察本部]〈104〉

(7) 指定被害者支援要員制度の活用

被害者支援の必要な事件が発生した際には指定被害者支援員が出動し、必要な

被害者支援を行います。また、毎年、指定被害者支援員に対する研修を行います。
[警察本部] 〈105〉

(8) 交通事故相談活動の促進

国の主催する各種研修会議を活用するなど、相談員の資質と相談能力の向上に努めるとともに、刑事手続等の相談があった場合、警察、検察、法テラス等の支援活動について適切に教示するよう努めます。[県民生活部] 〈106〉

(9) 被害少年の心情に配慮した相談対応

少年サポートセンターをはじめ、「ヤングテレホン・いじめ110番」、「ヤングメール」や面接相談等により少年からの各種相談を受理し、少年の心情を汲み取りながら対応します。[警察本部] 〈107〉

(10) ストーカー事案への適切な対応

ストーカー事案担当者の研修を充実し、ストーカー規制法等の適切な運用を図るとともに、被害者等の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応に努めます。[警察本部] 〈108〉

(11) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化

「おかやま被害者支援ネットワーク」による関係機関との連携を図ります。また、学校と関係機関の行動連携の充実について、市町村教育委員会及び県立学校等に対して引き続き指導します。[教育庁] 〈109〉

(12) 学校内における連携、相談体制の充実及び相談対応能力の向上等

県内の小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、スクールソーシャルワーカーの派遣を行うとともに、県単独事業として、県立高等学校への臨床心理士等専門家の派遣を行うなど相談体制の充実に努めます。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の理解を深めるため、各学校でスクールカウンセラー等を活用した校内研修会の開催に努めるなど、学校内における連携促進や教職員の指導力向上に努めます。[教育庁] 〈110〉 〈再掲：131、166〉

(13) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進

県青少年総合相談センターをはじめ県内4箇所教育相談員を配置し、犯罪被害者等である児童生徒を含む児童生徒に対し、電話相談及び面接を実施します。また、必要に応じて、少年サポートセンター等の地域の関係機関の情報を当該児童生徒等へ提供します。[教育庁] 〈111〉

(14) 「被害者の手引」の内容の充実等

刑事手続の流れや警察が行う被害者支援制度、関係機関が行う支援制度、民間

の犯罪被害者支援団体の活動、各種被害相談窓口などを記載した「被害者の手引」を、警察署等に配布の上有効に活用していくほか、その内容の充実に努め、警察ホームページにも掲載して紹介します。[警察本部]〈112〉

(15) 外国人犯罪被害者等に対する情報提供

英語版の「被害者の手引」を有効に活用するほか、他言語圏の犯罪被害者等に対しては、警察本部犯罪被害者支援室及び通訳センターが、関係機関等と連携を図りながら情報提供を行うとともに、その内容の充実、見直しに努めます。[警察本部]〈113〉〈再掲：89〉

(16) 犯罪被害者等の保護・支援制度の周知

損害賠償請求制度、その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した「被害者の手引」及び警察ホームページについて、一層の内容の充実に努めるとともに、周知に努めます。[警察本部]〈114〉〈再掲：2〉

(17) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かり易く解説した「被害者の手引」等の内容を充実し、事件発生後の早い段階で被害者等への交付に努めます。[警察本部]〈115〉〈再掲：87〉

(18) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

ア 「性犯罪被害相談電話」等相談窓口については、警察ホームページに掲載するなどして、周知のための広報を推進するなど、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めます。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、民間の犯罪被害者支援団体が提供し得る支援の内容や、秘密が守られることなどを十分に説明した上で、犯罪被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、早期に民間の犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように努めます。[警察本部]〈116〉

イ 性犯罪被害者が、医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援するため、医療機関に関する情報を集約し、県民に提供します。[保健福祉部]〈117〉〈再掲：35〉

(19) 日本司法支援センターとの連携

犯罪被害者等の支援について、日本司法支援センターと十分な連携を図るとともに、日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報の周知について協力します。[県民生活部]〈118〉〈再掲：1、86〉

(20) NPO法人情報ポータルサイトによる情報取得の利便性確保

岡山県ボランティア・NPO活動支援センターのホームページにNPO法人の

情報を掲載し、検索により、犯罪被害者等の援助を行う団体等の情報を提供します。[県民生活部]〈119〉

(21) 自助グループの紹介等

民間の犯罪被害者支援団体が行う自助グループ支援活動について、犯罪被害者等に配付する「被害者の手引」、警察ホームページ等で紹介します。[警察本部]〈120〉

(22) 犯罪被害者等施策のホームページの充実

県ホームページの犯罪被害者等支援ページにおいて、犯罪被害者等の支援に関する施策や民間の犯罪被害者支援団体の活動紹介等、随時必要な情報の更新を行い、充実に努めます。[県民生活部]〈121〉

(23) インターネット以外の媒体を用いた情報提供

「被害者の手引」の確実な配付を行っていくほか、広報用ポスター、リーフレット等を作成、配布して情報提供に努めます。また、広報誌や各種広報媒体を活用して情報提供に努めます。[県民生活部、保健福祉部、警察本部]〈122〉

(24) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進
教育支援センターにおける指導・支援や関係機関と連携した対応を効果的に行うことで、不登校の解決に向けた支援を行います。[教育庁]〈123〉

(25) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進

学校と関係機関の連携によるサポートチームの形成と支援の実施について、市町村教育委員会及び県立学校等にも通知しており、適切な対応を引き続き促します。[教育庁]〈124〉

(26) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する支援

海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合において、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対し、適切な支援に努めます。[警察本部]〈125〉

(27) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

民間の犯罪被害者支援団体に対して、研修内容に関しての助言や講師派遣等の協力を行うとともに、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡しなど、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援するため、「おかやま被害者支援ネットワーク」等で具体的事例を想定した犯罪被害者支援についての実践的なシミュレーション訓練の実施に努めます。[警察本部]〈126〉〈再掲：134、141〉

(28) 医療機関等と関係機関・団体等との連携協力の充実強化及び医療機関における情報提供等の充実

ア 医療機関等と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携協力の充実強化及び情報提供等の充実については、国の動向等を踏まえ対応します。[保健福祉部] 〈127〉

イ 精神保健福祉センターや保健所においては、精神保健福祉相談などの相談体制をとっており、専門知識を有する者による面接相談や電話相談などにより、今後とも、相談者に対して適切な対応や情報提供に努めます。[保健福祉部] 〈128〉

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 被害者支援に携わる職員等への研修の充実

各警察署の被害者支援係員等に対する研修、指定被害者支援員を中心とした専門研修の実施、カウンセリングや被害者支援に関する研修の受講、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際の被害者支援に関する研修等を実施します。[警察本部] 〈129〉

(2) 被害少年の継続的な支援を行う警察職員の技能修得

カウンセリングに関する専門研修の受講等により、少年補導職員や少年相談専門職員、少年の被害者支援に従事する警察官の知識・技能の修得に努めます。[警察本部] 〈130〉

(3) 学校における相談対応能力の向上等

県内の小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、スクールソーシャルワーカーの派遣を行うとともに、県単独事業として、県立高等学校への臨床心理士等専門家の派遣を行うなど相談体制の充実に努めます。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の理解を深めるため、各学校でスクールカウンセラー等を活用した校内研修会の開催に努めるなど、学校内における連携促進や教職員の指導力向上に努めます。[教育庁] 〈131〉 〈再掲：110、166〉

(4) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実

児童相談所等の職員を対象とした専門研修の実施や市町村職員に対する研修を実施し、資質向上に努めます。[保健福祉部] 〈132〉

(5) 民間の団体の研修に対する支援

民間の犯罪被害者支援団体が行うボランティア等の養成・研修へ職員を講師として派遣するとともに、広報に協力するなど、研修に対する支援に努めます。[県民生活部、保健福祉部、警察本部] 〈133〉

(6) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

民間の犯罪被害者支援団体に対して、研修内容に関しての助言や講師派遣等の協力をを行うとともに、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡しなど、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援するため、「おかやま被害者支援ネットワーク」等で具体的事例を想定した犯罪被害者支援についての実践的なシミュレーション訓練の実施に努めます。[警察本部]〈134〉〈再掲：126、141〉

(7) 警察支援員を対象としたカウンセリング研修会等の開催

「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」報告書の提言に基づいて、警察支援員を対象としたカウンセリング研修会等の開催を推進します。[警察本部]〈135〉

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(1) 民間の団体への支援の充実

民間の犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体が行う各種支援活動について、関係職員を派遣する等の必要な支援を行うとともに、「被害者の手引」等において、民間の犯罪被害者支援団体について紹介します。[保健福祉部、警察本部]〈136〉

(2) 民間の団体に関する広報等

「被害者の手引」、警察ホームページ等において、民間の犯罪被害者支援団体の活動、連絡先、ホームページ等を紹介します。また、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について、広報に努めるとともに、行事への後援や協力・支援を行います。[県民生活部、警察本部]〈137〉

(3) 特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用

犯罪被害者等の援助を行う団体などを含む民間非営利団体からの法人格の取得申請等に対しては、特定非営利活動促進法の適切な運用に努めるとともに、NPO法人の情報については、岡山県ボランティア・NPO活動支援センターのホームページに掲載し、検索により犯罪被害者等の援助を行う団体の情報を提供するなど、その活動の促進を図ります。[県民生活部]〈138〉

(4) 民間の団体との連携・協力の強化

「おかやま被害者支援ネットワーク」の加盟機関・団体の協力を得て、民間の犯罪被害者支援団体に対する支援、指導、助言を行い、一層の連携を図ります。[警察本部]〈139〉

- (5) 民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施
犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政的援助については、国の動向等を踏まえ対応します。[県民生活部、保健福祉部、警察本部]〈140〉
- (6) 民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修等への支援
民間の犯罪被害者支援団体に対して、研修内容に関しての助言や講師派遣等の協力を行うとともに、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡しなど、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援するため、「おかも被害者支援ネットワーク」等で具体的事例を想定した犯罪被害者支援についての実践的なシミュレーション訓練の実施に努めます。[警察本部]〈141〉〈再掲：126、134〉

第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要です。

基本法は、第20条において、教育活動、広報活動等を通じた「国民の理解の増進」に係る必要な施策を講ずることを求めています。

本県においても、県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組を進めます。

1 県民の理解の増進（基本法第20条関係）

- (1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進
- ア 「道徳教育実践研究事業」の指定校の研究推進に必要な支援を行うとともに、その成果を研究発表会や研修会、ホームページ等で紹介したり、県内の公立幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の教員を対象に開催している「心豊かなおかもっ子」育成研修会の中で取り上げたりして、広めていきます。[教育庁]〈142〉
- イ 「心豊かなおかもっ子」育成研修会において、生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められる題材を掲載した「私たちの道徳」の効果的な活用について研究を深めます。また、県内の小・中学校を訪問する際、道徳教育の大切さを指導する中で、「私たちの道徳」の積極的な活用を推進します。[教育庁]〈143〉
- (2) 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究の実施及びその成果の普及
体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究に努めるとともに、そ

の成果を県内の学校に紹介したり、「心豊かなおかやまっ子」育成研修会の中で取り上げたりして、広めていきます。[教育庁]〈144〉

(3) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

ア 「第2次岡山県人権教育推進プラン」に基づき、犯罪被害者等の人権問題の理解を深める取組を推進します。[教育庁]〈145〉

イ 教職員や市町村人権教育担当者等を対象とした各種研修会で、国において取りまとめられた「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)」を説明し理解を促します。[教育庁]〈146〉

(4) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

「生徒指導対応ハンドブック」を公立小・中・高等学校へ配布しており、ハンドブックの活用と生徒指導の一層の充実を引き続き指導します。また、各学校において、非行防止教室を警察と連携して実施します。[教育庁]〈147〉

(5) 子どもへの暴力防止のための取組

暴力、虐待、いじめ、セクシャル・ハラスメント、性感染症等の防止を目的として子どものエンパワーメントを育成する取組を支援します。[教育庁]〈148〉

(6) 家庭における命の教育への支援の推進

研修会や会議などの機会に、命の大切さを実感させる意義などを記述した子育てのヒント集の「家庭教育手帳」の活用を勧めます。また、県で実施している「すこやか育児テレホン」事業では子育てに悩む親を対象に、「子どもほっとライン」事業では小・中・高校生を対象にして、電話やメールによる相談事業を実施します。[教育庁]〈149〉

(7) 中学生・高校生を対象とした「心と命の教育活動」の実施

民間の犯罪被害者支援団体と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演「心と命の教育活動」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識のかん養等に努めるほか、あらゆる機会を利用して広く県民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を開催し「社会全体で、被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努めます。[県民生活部、教育庁、警察本部]〈150〉

(8) 次代を担う大学生に対する犯罪被害者支援に関する社会活動への参加促進

次代を担う大学生を対象とした、遺族講演会等を開催するとともに、大学生の犯罪被害者支援に関する社会活動への参加を促進します。[警察本部]〈151〉

(9) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)」に国や関係機関と連

携を図り、ポスターの掲示、民間の犯罪被害者支援団体等が実施する行事等の広報等を行うとともに、週間行事として犯罪被害者等による講演会やシンポジウム等を開催するなど普及啓発に努めます。[県民生活部]〈152〉

(10) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進

性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めることについては、国の動向を踏まえ対応します。[全部局]〈153〉

(11) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施

ア 春・秋の交通安全県民運動の期間を中心に、各種の啓発事業が交通事故被害者等の理解と協力も得ながら展開されるよう努めます。[県民生活部]〈154〉

イ 11月の児童虐待防止推進月間を中心に、啓発ポスターの配付・掲出、各種広報媒体を活用した啓発に努めます。[保健福祉部]〈155〉

ウ 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、啓発ポスターの配付・掲出、各種広報媒体を活用した啓発に努めます。[県民生活部]〈156〉

(12) 犯罪被害者等の置かれた状況等について県民理解の増進を図るための啓発事業の実施

ア 犯罪被害者等の置かれた状況等について、広く県民の理解の増進を図るため、犯罪被害者等や犯罪被害者等の支援に精通した有識者を招き、講演会等の啓発事業を実施します。[県民生活部]〈157〉

イ 「第4次岡山県人権政策推進指針」に基づき、犯罪被害者等の人権問題への理解が深まるよう、関係機関と連携しながら啓発に取り組むとともに、犯罪被害者等の支援など、民間団体等が行う啓発事業に対して、支援を行います。[県民生活部]〈158〉

(13) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

関係機関と連携し、様々な広報媒体を通じて犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の支援を行う団体の意義・活動等について、広報を行います。[県民生活部、警察本部]〈159〉

(14) 警察と民間団体の連携による様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

民間の犯罪被害者支援団体が行う、被害者の立場や被害者支援の重要性を周知させるための広報啓発活動（街頭キャンペーン、被害者・遺族による講演会、無料相談室の開設、県民公開講座等）について、関係職員を派遣する等して支援するとともに、あらゆる機会を通じて関係機関等が取り組んでいる支援について、広報に努めます。[警察本部]〈160〉

- (15) 警察による様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施
- ア 被害者支援を担当する関係各課において、広報用のポスター・リーフレット等を作成、配布していくほか、警察ホームページの「犯罪の被害にあわれた方へ」において、警察本部が行っている主な被害者支援施策を紹介する等により、被害者支援に関する県民の理解増進に努めます。[警察本部]〈161〉
 - イ スマートフォン等からのアクセスが可能な媒体を始めとする各種広報媒体を活用し、子どもや女性の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努めます。[警察本部]〈162〉
- (16) 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解増進
- 各種講習会等において、交通事故被害者等による講演を取り入れるなどして、交通事故の悲惨さなどに関する県民の理解増進に努めます。[警察本部]〈163〉
- (17) 交通事故被害者等の声を反映した運転者に対する理解増進
- 交通事故被害者や遺族の体験等を内容とするビデオや手記等を、運転者に対する各種講習会等において活用します。[警察本部]〈164〉
- (18) 県民の理解の増進を図るための情報提供の実施
- 犯罪被害者等の置かれた状況について広く県民の理解の増進を図るため講演会等を開催し、情報提供と普及啓発に努めます。また、これら啓発事業に行政機関関係者等の参加を積極的に呼びかけます。[県民生活部]〈165〉
- (19) 学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進
- ア 県内の小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、スクールソーシャルワーカーの派遣を行うとともに、県単独事業として、県立高等学校への臨床心理士等専門家の派遣を行うなど相談体制の充実に努めます。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の理解を深めるため、各学校でスクールカウンセラー等を活用した校内研修会の開催に努めるなど、学校内における連携促進や教職員の指導力向上に努めます。[教育庁]〈166〉〈再掲：110、131〉
 - イ 県養護教諭研修会等において、文部科学省発行の「子供たちを児童虐待から守るために－養護教諭のための児童虐待対応マニュアル－」や、「学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－」を活用するとともに、事故発生時等における子どもの心のケアに関する冊子も活用しながら、虐待や性被害を受けている子どもへの対応の仕方についての研修の充実に努めることにより、県内の養護教諭の資質の向上に努めます。[教育庁]〈167〉
- (20) 犯罪被害者等に関する個人情報保護
- 被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者のプライバシーの保護、実名発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ご

とに適切な報道発表内容となるよう配慮します。[警察本部]〈168〉〈再掲：56〉

(21) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

県民に身近な犯罪の発生状況及び未然防止対策等について、警察ホームページに掲載するなど、地域住民が積極的に防犯対策を講ずるために必要な情報提供に努めます。また、これらの犯罪発生情報等を提供するに当たっては、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮します。[警察本部]〈169〉

(22) 悲惨な交通事故実態について理解増進を図るデータの公表

警察ホームページ等による、交通事故発生状況等のデータを公表し、交通事故の実態やその悲惨さに関して、県民の理解増進に努めます。[警察本部]〈170〉

< 資 料 >

- ・犯罪被害者等基本法
- ・岡山県犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等基本法

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生

活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むこと

ができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を高める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第18条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗(ちやく)状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有

する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第20条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第21条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第22条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第23条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第3章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第24条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第25条 会議は、会長及び委員10人以内をもって組織する。

(会長)

第26条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第27条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第28条 前条第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第29条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第30条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[※平成17年政令第67号により平成17年4月1日から施行]

附 則 (平成26年6月25日法律第79号) 抄

(施行期日等)

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

2 (略)

岡山県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する指針)

第8条 県は、犯罪被害者等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(相談、情報の提供等)

第9条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第10条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第11条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第12条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に対する一時的な利用のための住居の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第13条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

第14条 県は、社会全体として犯罪被害者等の支援が推進されるよう、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について県民及び事業者の関心及び理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第15条 県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第16条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係る団体及びそれらの団体を組織しようとする者が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、情報の提供、助言等必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。